

訪問販売による排水管の点検や洗浄にはご注意を！

道内では、胆振東部地震後、「排水管に問題が発生している恐れがあるため、点検掃除を勧める」という内容のチラシを配布する事業者の相談が寄せられています。

また、道では、昨年度、法令違反行為があった排水管洗浄事業者『HOME配管』こと「在間是」や「東洋設備」に対する行政処分や事業者名の公表を行っています。

訪問販売で排水管洗浄を行う事業者には十分注意してください。

【過去にみられた事例】

- 高齢者の自宅に事業者が来訪し、「排水管の点検をします。」と言われ、承諾した。点検後、排水管の不具合を指摘され、高額な修理工事契約を勧誘された。
- 自宅に事業者が来訪し、排水管の洗浄作業を勧誘された。一度断ったが、「ご近所もやっていますよ。お宅がやらなければ迷惑がかかりますよ」と言われ、断り切れず、作業を承諾した。



【アドバイス】

- 無料点検や安価な洗浄作業を行った後に、高額な住宅リフォームなどの契約を勧誘する事例もあります。
- 事業者から勧誘され、その場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。契約にあたっては、他事業者から見積もりを取って契約内容を改めて確認したり、家族などに相談するなど、よく検討してから契約をしてください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口等に相談して下さい。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに“消費者ホットライン=局番なしの『188』”をご利用下さい。

～詳しくはこちらをご覧ください～

- **道立消費生活センターのホームページ**

(<http://www.do-syouhi-c.jp/soudan/jirei/jirei2013.html>)

- **独立行政法人 国民生活センターのホームページ**

(http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen205.html)

※ イラストは、「消費者庁イラスト集」より。

(問合せ先：環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化グループ 電話011-204-5213)